

## 市政に対する質問 8

### 市役所の姿勢 市民重視なのか、職員重視なのか

| 質 問   | 回 答  |
|---|--|
| <p>職員の人件費に国が定めている範囲内とした規定がある。給与、給料等の基準数値をなぜ最高比率の基準を定めているのか。</p>                         | <p>・給与条例には、「・・・の範囲内で市規則で定める」という規定があり、職員給与が国の定める最高額や最高比率で支給されているのではないかとご質問かと推察いたしますが、この規定は、市の給与の支給基準を国の最高水準としているというのではなく、あくまで支給の上限を定めているところでございます。</p>  |
| <p>手当などたくさんあります。国が定める、8～10%まで定めているのに市は常に最高率の10%を採用しているのか。</p>                           | <p>・地域手当についてのご質問かと推察いたしますが、地域手当は、全国的に見て俸給水準のもっとも低い地域を基準として、それよりも高い地域の職員に対して支給するものであり、国の規定では、指定無しから18%までの範囲で指定されておりまして、所沢市は5級地6%の支給地域となっております。当市の地域手当の支給割合につきましては、市内の国の官署に勤務する国家公務員の支給割合が10%であることや、隣接する地方公共団体の支給割合等を考慮しまして条例で8%を支給しております。</p> |
| <p>その様な姿勢が職員の人件費を高くしている。何故改善出来ないか。<br/>所沢をもっと暮らしやすい街に、人件費の引き下げを投資余力をつけなければならないと感じる。</p> | <p>・人件費につきましては、毎年人事院勧告による国家公務員に準じた給与改定を行っており、平成21年度には年間約4億円、平成22年度には年間約2億4千万円の人件費引下げを行いました。また、諸手当につきましても、平成19年度以降地域手当を2%引き下げ、平成22年4月からは住居手当、特殊勤務手当について廃止も含めた見直しにより年間で約2億円弱の削減を行っているところでございます。今後につきましても、適正な給与水準</p>                           |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>を維持するよう見直しを行ってまいります。</p>   |
| <p>過去 27 年にわたって所沢市は行財政改革を進めてきたが、その成果はほとんど上がっていない。一方で、この数年の増税幅な増税です。定率減税の廃止や高齢者・配偶者控除の廃止で個人所得税が大幅な増税で職員の生活安定を計るのか。</p> | <p>・行政改革につきましては、現在「第 4 次所沢市行政改革大綱」に基づいて実施しているところですが、その成果につきましては、毎年度取りまとめて公表しているところでございます。この大綱では、44 項目の行動計画を掲げ実施目標の達成に向けて取組みを進めており、職員人件費等につきましても、定数の適正化や手当の見直しなどにより、削減に努めております。</p> <p>具体的には、平成 21 年度におきまして、職員の給料や手当の見直しにより約 4 億円の削減を行っております。また、定員適正化計画に基づき、平成 26 年度職員数を平成 16 年度と比較して、393 人（約 16.5%）の減員を図る取組みを進めているところでございます。</p>  |
| <p>市長は「生活者の目線で市役所改革「行政」」を標語としているが、「職員の目線で市役所改革」の間違いではないか。</p>   | <p>・市では、いろいろな場面で市民の声をいただき、それを改革改善につなげる取組みを進めております。</p> <p>第 5 次所沢市総合計画や自治基本条例の策定作業におきましては、公募市民とパートナーシップ協定を締結し、長い時間をかけて市民目線による検討を重ねてまいりました。そのほかにも、市民の皆様と意見交換する「タウンミーティング」や「ふれあいトーク」などにより、市民の意見を取り入れる仕組みを増やしているところでもございます。</p> <p>また、昨年実施した事業仕分けは、外部の視点で市の事務事業の見直しを図るために実施したもので、その目的の一つとして公開の場で仕分け作業を行いまして、当日は多くの市民のご来場をいただくことができました。今後も、市民の皆様の声を積極的に取り入れながら、市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。</p> |
| <p>所沢市職員の人件費について毎年 2 月頃の市広報に市職員の給与・料などを公表としてその年度の 4 月 1 日現</p>  | <p>・平成 22 年 2 月の公表から、広報紙に掲載する情報が年々増加している事による紙面上の制限から、「その他給与の状況（諸手当の内容と支給実績、</p>   |

|  |  |
|--|--|
| <p>在時点の職員数や給与の状況が発表されています。今回の部長クラスの給与 52 万円が最高金額に思える中で、職員給与を減額せず、税金を引き上げるとするのは、職員は「職員の給料の状況」というタイトルで役職別の人数と平均月額が記載され所沢市では平成 20 年までは諸手当についても表を記載されているが、平成 21 年度からはその表が記載されない理由。</p> | <p>1 人当たり平均支給年額)」を割愛し、市民の皆様にはわかり易く掲載させていただいております。</p>                        |
| <p>市長及び職員は「できるだけ市民に知らせないでこう」という方針なのか。</p>  | <p>・紙面の制限から記載できなかった内容につきましては、市のホームページに詳細に掲載させていただいておりますので、ご理解を賜りたいと思います。</p> |

## 農業について

| 質 問  | 回 答   |
|--|---|
| <p>市の農地は、農業振興地区以外農地含み毎年 10 ㊦減少しお墓、倉庫、産業廃棄物一時置き場、駐車場その他の目的で農地の使用目的が変えられているが、市の地場産業育成と地産品確保として農業、農産物を市の重点課題としている政策を取っているが、実体は何か違うのではないか。</p> | <p>・農地をほかの用途に変更していくためには、農業振興地域の整備に関する法律や、農地法、都市計画法など、土地利用についての関連法令との調整を図る必要があるところで、関係各課の調整のもと事務を進めているところでございます。</p> <p>こうした中、本市における農地の減少につきましては、市街化区域での農地転用が半数以上を占めているところでございます。</p> <p>今後、農業者の高齢化、農業従事者の減少という状況にあって農業の振興を進めていくために、農業後継者や新たな担い手の育成を進めていくとともに、地産地消推進事業などの施策を進め、農業振興地域内での農地の有効利用や、農業生産振興に今後も取り組んでいくものであります。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>1つの例として所沢市神米金字月見崎 22-2 畑区域がなぜ多目的使用に地目が変わるのか。</p>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>この土地におきましては、平成 12 年に農地転用がされ、資材置場として利用されていたもので、現在の地目は雑種地となっております。</li> </ul>  |
| <p>市として農地減少は、この先どの程度まで減少見込んでいるのか。</p>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市におきまして、農用地の減少に関する数値目標は設定しておりませんが、埼玉県農業振興地域整備基本方針では、平成 32 年度の確保すべき農用地等の面積については、平成 21 年度現在の 64,434 よりも 64ha 増の 64,498 ha を目標として設定しております。</li> <li>このことから、農業振興地域制度の適切な運用により、農用地等の保全確保を図っていきたいと考えております。</li> </ul>   |
| <p>この状態を放置するのか。</p>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>市といたしましては、農業委員会、県、JA いるま野と連携し、農業生産法人や企業などの新たな担い手の参入による耕作放棄地の再生・利用や、優良農地の確保による農業振興を図りますとともに、農業振興地域にある集団農地内にある当初除外農地を農用地に編入するよう誘導していくことも必要であると考えます。</li> </ul>   |
| <p>新規に農業を業として新規農業者を促進するとか、理不尽な政策掬を掲げているが、本当に実行出来るのか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>新規就農者を確保していくために、平成 21 年度から実施しております「就農希望者育て上げ事業」の研修を受けている方を対象として、今年度から JA いるま野の農地保有合理化事業により貸借した農地を活用して、実際に就農することを前提とした、播種から販売までの研修を実施していく予定でございます。</li> <li>24 年度以降も、現在研修をしている方が、新規就農者として自立していくために、県関係機関、農業委員会や JA いるま野とも連携して、就農に結びつくための支援を行ってまいりたいと考えております。</li> </ul> |

|   |  |
|---|--|
| <p>農業生産法人をどの様に考えているのか、前回市長答弁では、大変良いことだとして実行出来る様に努力する、しかし現実はどうか。</p> | <p>・新規参入につきましては、新規就農者と同様に県、農業委員会とも連携して支援していきたいと考えております。</p>  |
| <p>農政課と農業委員会とのコンセプトは取れているのか、農業政策は行政部局の一人芝居になっていないか。</p>             | <p>・農業生産法人や企業などの参入、新規就農相談等において農業委員会が行っている農地サポート事業での情報を基に連携を密に図りながら対応しているところでございます。</p>                 |
| <p>所沢市の農業事業は、全て JA に依存しなければ出来ないのか。</p>                              | <p>・JA は農業者の組織であり、農業に関する事業を委託することなどは、農業に精通し、ノウハウをもつことから依頼しているところでございます。また、全て JA に依存しているわけではございません。</p> |
| <p>市街化調整区域内にある農地等の開発事業許可と農地の関係はどの様になっているのか。</p>                     | <p>・農業振興地域における開発行為につきましては、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、及び都市計画法に基づき適切な指導をしているところでございます。</p>                      |

### 市街化区域と市街化調整区域について

所沢市の都市計画には、大きく分けした2つの区域に分かれています。言わずと市街化区域、市街化調整区域です。過去に街づくり構想として基盤整備の中でコンパクトシティ策をさんざん取り上げていました。

| 質 問                             | 回 答  |
|---------------------------------|--|
| <p>現在のコンパクトシティ計画はどうなっているのか。</p> | <p>・国における街づくりの一つの方向として、都市機能の拡散と中心市街地の空洞化の防止を目指して、都市機能と公共サービスを集中させる「コンパクトシティ」の考え方が提示されております。<br/>本市では、「所沢市まちづくり基本方針」におきまして、駅周辺の市街地の</p> |

|   |   |
|---|---|
|   | <p>特性や商圈の広がりなどを踏まえ、商業業務・サービス機能の集積を誘導し、生活拠点の形成を目指すとともに、市街地の規模につきましても、市街地における道路などの都市基盤整備による土地の高度利用の促進などによる都市環境の充実を図ることに力点を置き、新たな市街地の拡大を最小限とするなど、「コンパクトシティ」の視点を持った街づくりを進めているところでございます。また、平成21年度に策定いたしました「所沢駅周辺まちづくり基本構想」の中で、中心市街地の中心的な役割を担う都市拠点の位置づけについて整理を行うとともに、第5次基本構想・基本計画の中で具体的に取り組んで行く事業について位置づけまして、今後さらに中心市街地の活気や、賑わい、市民の交流や文化などの都市の魅力づくりを図ってまいりたいと考えております。</p> |
| <p>今現在のコンパクトシティは、どの様に実行計画された場所地域はどの程度進んでいるのか。</p>                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンパクトシティが提唱された主な背景ともいわれております中心市街地の衰退に対し、本市の中心市街地の活性化を図ることを目的としまして、所沢元町北地区第一種市街地再開発事業によりまして、中心市街地の拠点として持続性ある健全な地域社会を形成するために、都市型住宅、公共公益施設を含む複合施設の整備を進めてまいりました。さらに、優良建築物等整備事業によりまして、都市計画道路中央通り線沿道におきます自主後退による歩行者空間と広場の創設などの街づくりを進めてきたところでございます。</li> </ul>   |
| <p>その評価はどう見ているのか。</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで、所沢元町北地区第一種市街地再開発事業と優良建築物等整備事業などとの連携によりまして、将来都市像の実現に向けて安全で快適な居住空間の確保とともに、賑わいと活力に満ちた街づくりが進んだと考えております。</li> </ul>   |
| <p>街づくりとして市街化区域では、基盤構想を基礎計画とし説明を受けてきました。基礎計画の実行計画としてどの様に予算立てし実行してきたか具体的に実現出来た</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域における街づくりに関する予算立てとその実行についてでございますが、街づくりに関する事業につきましては、総合計画に中長期的な視点での方向性を位置づけ、実施計画に事業の内容とともに予算措置等を</li> </ul>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>か。</p>   | <p>担保しまして、それぞれの事業の実施に向けて取り組んできたところでございます。その実現に関しましては、計画期間内に完了あるいは実現ができず、継続させていただいている事業もございしますが、ほぼ順調に進捗したものと認識しているところでございます。</p>  |
| <p>わが国の土地利用計画・規制制度については、都市計画法、農業振興法、森林法、自然公園法、自然環境保全部法、という5つの個別法に基づき縦割り主義的・個別目的限定的に運用され、これらの調整機能を担うはずの国土利用計画法の存在にもかかわらず、実態的には総合性・一本性に欠けていること、個別法に基づく土地利用規制制度の範囲と強度が必要最小限にとどまっていることに批判されてきた。市街化調整区域の農地白地地域などの、一定の開発動向がみられる。</p> <p>次に4,450haの市街化調整区域区域全般はどの様な街づくり計画を立てどの様に実行をしていくのか、今までの基礎計画を示して下さい。</p> <p>しかし実効性は、どの様になっているのか。</p> | <p>・本市におきましては、ご質問の中にもございすとおり、全市域面積の6割にあたる約4,450haを『市街化を抑制すべき区域』といたしまして、市街化調整区域に指定しております。</p> <p>市街化調整区域の土地利用につきましては、「所沢市まちづくり基本方針」に基づいて、建築規制などにより無秩序な開発を防止するとともに、農業環境や集落環境の維持、向上を図り、良好な農地、山林などの豊かな緑地を後世への財産として残しつつ、緑を生かしたまちづくりを進めております。</p> <p>その実効性ということですが、具体的には、みどりの保全に関する諸制度の活用のほか、例外的に認められる建築物等について許可をする「開発許可制度」の運用などによりまして、無秩序な市街化を防止する視点を踏まえ、市街化調整区域の土地利用に取り組んでいるところでございます。</p> |
| <p>市街化調整区域の活用で人口減少による住宅地化への計画はどういう考えであるのか。「県の指導でなく担当部署として」</p>  | <p>・市街化調整区域の活用で人口減少による住宅地化への計画ということですが、旧暫定逆線引き地区の土地利用転換につきまして、県及び市の都市計画のマスタープランに位置付けており、その実現に向け取り組んできたところでございます。その中でも今日の人口減少時代におきましては、一律に全地区ということではなく、まずは駅周辺などの利便性の高い地域について優先的に住宅地として整備すべきものと考えております。</p>  |
| <p>市街化区域の実行できる「所沢のうるおい、活気あふれる街づくり」として基本計画として来ましたが、そこでの実効性、何が出来たか、なにが出来なかったかを示して</p>   | <p>・第4次総合計画に掲げた市街化区域の土地利用等について、何ができて、何ができなかったかのご質問かと存じますが、まず、街づくりに関する制度といたしましては、本市の良好な景観形成を目的といたします景観条</p>   |

|  |   |
|--|---|
| <p>下さい。<br/>銀座通りの都市計画道路でどの様に街が、「ゆとり、うるおい、活力ある生活文化都市」になったか、数値で示して下さい。</p> | <p>例の制定や景観計画の策定、土地利用の適正誘導を図るための「所沢市街づくり条例」の制定や見直しなどの仕組みづくりをさせていただいたところでございます。</p> <p>誘導施策といたしましては、小手指駅北口地区の用途地域の見直しなどを行いました。一方、第二上新井地区につきましては、用途地域の見直し等の手続きを進めているところでございます。</p> <p>実施施策といたしましては、狭山ヶ丘駅東口及び第二上新井の2地区の土地区画整理事業が事実上終了し、また、元町北地区の市街地再開発事業が完了いたしました。一方、狭山ヶ丘土地区画整理事業、日東地区及び所沢駅西口地区につきましては、引き続き、事業の実現に向けて取り組んでいるところでございます。</p> <p>次に、銀座通りの都市計画道路「中央通り線」で街がどのように『ゆとり、うるおい、活力ある生活文化都市』になったか数値で示してほしいとのことでございますが、都市計画道路の整備状況をもって、第4次総合計画の将来都市像の実現を数値で示すことは表わし難いところでございますが、議員ご質問の「中央通り線」沿道におきましては、優良建築物等整備事業等によりまして、建築物への商業・業務・公共公益などの集客施設の立地や、また、歩行者空間や広場の整備が、第4次総合計画期間内において6地区で実施されましたことから、将来都市像の実現に向けての街づくりが進展してきたものと考えられるところでございます。</p> |
| <p>この計画で、街づくり計画としてどの程度達成できたか。</p>  | <p>・第4次総合計画・後期基本計画では、「市街地開発事業による整備面積」の目標値を689.88ヘクタールとしており、平成22年度末までに、660.15ヘクタールが整備され、目標達成率は95.7%となります。</p>  |



## 小手指駅周辺の道路上にある市営自転車駐車場について

| 質 問  | 回 答   |
|--|---|
| <p>小手指駅北口と南口にある車道に市が指定業者に車道に駐輪所として運営している、なぜ他の駅周辺の車道にも駐輪所として良いのではないか。</p> | <p>・小手指駅北口と南口には、道路を利用した自転車駐車場を3箇所整備しております。自転車駐車場を整備した昭和61年度当時、小手指駅周辺には、自転車が多数放置され、その対策に苦慮しておりましたが、自転車駐車場用地を確保することが難しい状況にあったことから庁内関係各課と協議し、放置自転車対策として、市道の一部を利用し、自転車駐車場を整備したものでございます。</p> |
| <p>駅周辺での駐輪場を営業して尚かつ高い固定資産税を課せられている企業をどう見ているか。</p>                        | <p>・民間事業者で駐輪場を運営し、市民の駐輪需要にご協力をいただいていることは認識しております。市では、民間の事業者のご意見などを参考にするとともに市営自転車駐車場をご利用できない方に民間駐輪場をご案内しております。</p>   |
| <p>では、各駅周辺の車道でも駐輪場を設置しても良いのではないか。</p>                                    | <p>・自転車駐車場を整備する場合は、道路以外の用地に設置することを基本としておりますが、道路等を利用した自転車駐車場についても調査を進めてまいりたいと考えております。</p>  |
| <p>現在、他の駅周辺の歩道、車道に自転車を置くと何故放置自転車として市が、除去されるのかお聞きします。</p>                 | <p>・市では昭和59年度に「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」を制定し、駅周辺の一定区域を、「自転車放置禁止区域」に指定し、自転車の放置を禁止しており、予め広報などを実施したうえで、放置されている自転車を撤去しているところでございます。</p>  |
| <p>小手指駅周辺の車道に市が駐輪場として認めているのは、何故か。</p>                                    | <p>・昭和61年度に自転車駐車場を整備した当時は、駅周辺に自転車駐車場用地を確保することが難しい状況にあったことから、庁内関係各課と協議し、</p>   |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>市道の一部を利用し、自転車駐車を整備したものでございます。<br/>平成18年度に道路法施行令が改正されたことに伴い、路上自転車駐車場として改めて位置づけるための協議を進めているところでございます。</p>   |
| <p>小手指駅周辺だけなぜか、市民に対しては、公平性に欠けていないか。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車駐車の整備に関しましては、各駅周辺の土地利用状況や利用者の利便性などを検討した上で、整備しているところでございます。</li> </ul>   |
| <p>所沢市として車道に駐輪場としての条例があるのか。</p>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市におきましては、自転車を利用する市民の利便を確保するとともに、鉄道駅周辺の自転車の駐車秩序の確立を図るため、昭和61年度に「所沢市自転車駐車場条例」を施行し、自転車駐車の整備を進めているところでございます。</li> </ul> |